

議案第7号

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について

1 目 的

令和6年の特別区人事委員会勧告（職員の給与等に関する報告及び勧告）において特定任期付職員採用制度に関する意見の申出があったことや行政需要の高度化によりこれまで以上に高い専門性を有する人材の採用が必要となっていることを踏まえ、特定任期付職員採用制度を導入するため、港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

（1）条例題名の改正

独自の給料表等の特定任期付職員に対する給与の特例を定めることに伴い、条例の題名を「港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改正します。

（2）特定任期付職員の採用

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用し、遂行することが特に必要とされる業務に対して、選考により特定任期付職員を採用できることを定めます。

（3）特定任期付職員の給与の特例

ア 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
1	392,000円
2	433,000円
3	483,000円
4	544,000円
5	614,000円
6	697,000円
7	789,000円

イ 号給別基準職務表

号 給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務

3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

ウ その他

特別の事情がある場合の給料月額の算定方法のほか、特定任期付職員に対して港区職員の給与に関する条例を適用する際の読替えや昇給、諸手当（例：扶養手当）等の適用除外に関する規定を定めます。

3 施行期日

令和7年4月1日

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表	
改正案	現行
港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）<u>第三条第一項及び第二項並びに第七条第一項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (職員の任期を定めた採用) 第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。	港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例 (趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）<u>第三条第二項及び第七条第一項の規定に基づき、専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (職員の任期を定めた採用) 第二条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一〇四（略）

（任期の更新）

第三条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第一の特定任期付職員給料表を適用する。

2| 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第二の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3| 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前二項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は同表八号俸の額に相当する額とすることができる。

4| 第二項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

一〇四（略）

（任期の更新）

第三条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

第五条 特定任期付職員に対する港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。)(第三条、第十八条の三第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十一条の四第二項並びに第二十一条の五第一項の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十九年港区条例第四十三号。以下「任期付職員採用条例」という。)(第四条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「任期付職員採用条例第四条第一項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第十八条の三第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第二十条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、給与条例第二十一条第二項ただし書中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百七・五」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百」と、給与条例第二十一条の四第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十五」とあるのは「特定任期付職員にあつては百分の九十二・五」と、給与条例第二十一条の五第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

(給与条例の適用除外)

第六条 給与条例第五条、第六条、第九条から第十一条まで及び第十条の三の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(特別区人事委員会規則への委任)

第七条 第二条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに同条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

(中略)

別表第一(第四条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
一	三九二、〇〇〇円
二	四三三、〇〇〇円
三	四八三、〇〇〇円
四	五四四、〇〇〇円
五	六一四、〇〇〇円
六	六九七、〇〇〇円
七	七八九、〇〇〇円

別表第二(第四条関係)

(特別区人事委員会規則への委任)

第四条 第二条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

(後略)

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
一	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
二	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
三	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
四	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
五	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
六	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
七	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

付則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

特定任期付職員採用制度の導入に関する条例改正について

1 特別区における条例改正の状況

「一般職の任期付職員の採用に関する条例」の改正を予定している区は、港区を含めて6区です。

2 採用予定

現時点では、条例改正後に直ちに特定任期付職員を採用する予定はありません。

3 条例改正の理由

(1) 特別区人事委員会勧告における意見の申出

令和5年の特別区人事委員会勧告において特定任期付職員の制度導入の必要性を検討するよう意見が出され、令和6年の特別区人事委員会勧告において「特定任期付職員採用制度を導入する場合において、各特別区における「一般職の任期付職員の採用に関する条例」を改正されるよう、意見を申し出る。」とされました。

(2) 多様な人材確保策の整備

区は、「港区職員未来人材育成・確保基本方針（令和7年4月策定予定）」において、外部人材等の活用を掲げています。

行政課題の高度化や不測の事態（災害や感染症の拡大）に対応していくためには、高度な専門性や優れた識見、様々な能力やキャリアを有する人材の積極的な活用が重要であり、多様な人材確保策をあらかじめ整備しておくことは有用であることから、今回条例改正を行い、特定任期付職員を採用できる仕組みを整えておく必要があると判断しました。